

8月からの新しい「後期高齢者医療被保険者証」は 7月下旬にお送りします

後期高齢者医療制度では、医療機関など窓口での医療費の負担割合について、毎年8月に、前年中の所得による見直しがあります。

負担割合は、現役並み所得者（同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる場合）は3割、それ以外の人は1割です。

ただし、次の条件に該当する場合は、**申請により負担割合が1割になります。**

- ア. 同一世帯に被保険者が1人の場合で前年の収入額が383万円未満
- イ. 同一世帯に被保険者が1人の場合で前年の収入額が383万円以上かつ、70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人との前年の収入合計額が520万円未満
- ウ. 同一世帯に被保険者が2人以上の場合でその人との前年の収入合計額が520万円未満

なお、保険料の滞納がある人には、有効期限が短い「短期被保険者証」が届く場合があります。その場合の保険料の納付については、税務課収税係（☎492-9165）へご相談ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」について

下記の『認定証』を医療機関などに提示することにより、1カ月（同じ月内）の医療費の窓口負担額が区分に応じた限度額までとなります。

○世帯員全員が町県民税（住民税）非課税の人

申請により、『限度額適用・標準負担額減額認定証』が発行されます。

○現役並み所得者（3割負担の人）のうち、同一世帯の被保険者全員が住民税課税所得690万円未満の人

申請により、『限度額適用認定証』が発行されます。

※現在『認定証』をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる人には、被保険者証と一緒に新しい『認定証』をお送りします。

問合せ 住民課 保険年金係 ☎492-9135
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター） ☎078-326-2021

介護手当の更新（新規）申請手続き

現在、介護手当の支給を受けている人に更新申請の案内を送付しますので、更新申請手続きをしてください。新たに支給を希望する人は、地域福祉課または健康福祉課に申請してください。

◎更新申請提出期限 7月31日（金）

※それぞれ認定基準がありますので、調査審査の結果、手当の支給対象に該当しない場合があります。

重度心身障害者（児）介護手当

対象 65歳未満の障害者（児）のうち、次の(1)または(2)の人の介護者
(1) 自宅で6カ月以上寝たきりの状態の身体障害者手帳1級または2級の人
(2) 自宅で6カ月以上常時介護を要する状態の療育手帳A判定の人

支給額 月額12,000円

支払月 5月、8月、11月、2月

問合せ 地域福祉課 障がい福祉係 ☎492-9136

在宅老人介護手当

対象 65歳以上の人で次の(1)または(2)の人のうち、介護保険の要介護3から5までの認定を受けている人の介護者
(1) 自宅で6カ月以上寝たきりの状態などの人
(2) 自宅で6カ月以上認知症の状態などの人

支給額 月額12,000円

支払月 5月、8月、11月、2月

問合せ 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

国民年金保険料を納めるのが困難なときは

国民年金は20歳から60歳までの全ての人が加入し、保険料（令和2年度月額16,540円）を納める制度です。しかし、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、申請して承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。令和2年度の申請は7月1日（水）から受け付けますので、免除または猶予を希望する人は住民課で申請してください。

参考：令和2年度保険料

区分	種類	保険料
免除	全額免除	0円
	4分の3免除（4分の1納付）	4,140円
	2分の1免除（2分の1納付）	8,270円
	4分の1免除（4分の3納付）	12,410円
猶予	納付猶予	0円
	学生納付特例	0円

*一部免除の場合は、上記の保険料を納めることで免除承認となります。

*納付猶予…50歳未満のみ 学生納付特例…学生のみ

免除対象期間

令和2年7月から令和3年6月まで（学生は令和2年4月から令和3年3月まで）。また、申請時点から2年1カ月前までの期間についても申請ができます。

承認の基準

免除は本人・配偶者・世帯主（納付猶予は本人・配偶者、学生納付特例は本人のみ）の申請する年度分の前年所得が基準額以下であることが必要です。

（失業した人は、必要書類を添付すれば失業があった年の翌々年6月までの期間について、前年所得は特例として審査されます）

必要書類など

- ・学生納付特例の場合は、学生証または在学証明書
- ・失業した人は離職を証明する書類
 - ①雇用保険受給資格者証（または離職票） ②辞令書 ③その他公的機関の証明書 など
- ・印かん（代理の場合）



承認期間の取り扱い

年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に入りますが、年金額の計算においては減額になります。そのため、承認された期間は10年以内であれば、さかのぼって納めること（追納）ができます（承認を受けた年度以降3年度目からは当時の保険料額に加算がつかず）。

問合せ 住民課 保険年金係 ☎492-9135

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

「社会を明るくする運動」とは、法務省が主唱し、市・町などの協力を得て行われる、すべての国民が犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りを支援する「更生保護」に対して理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で70回目を迎えます。再犯を防ぎ地域の安全を守るためには、立ち直りを支える取り組みのほかに、彼らの居場所作りや仕事を確保するなど、「地域のチカラ」が必要です。

今後とも更生保護活動に、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ ☎492-3748（大路まで）

稲美町保護司

（50音順・敬称略）

池田 博美（岡）
大路 一光（国岡）
繁田 喜彦（国岡）
田中 勲（加古）
沼田 俊郎（印南）
福田 幸夫（加古）
福本 優子（蛸草）
吉岡 泰毅（蛸草）